

ご質問・ご意見への議会からの回答と説明

いただいたご質問・ご意見のうち、早急に回答が必要なものなどについてご回答します。

| ① 今回のアンケートについて | |
|--|--|
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・形式的なアンケートにならないように望む。 ・このアンケートの集計は議員たちで作成しているのですか。その後は、どのように生かされますか。 ・このアンケートはとりまとめて公表してください。 ・アンケートは経費と手間の無駄遣い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回のアンケートの目的 議会改革の目的である「身近な議会」「開かれた議会」を目指し、町民の皆さんが議会に対してどのように考え、何を望んでいるのか、率直なご意見をいただき、議会が取り組むべき課題などについて調査し、今後の取り組みを進めるためです。 ・今後は、この内容を議会として受け止め、活性化特別委員会の中で検討を進め、今後の活動・取り組みに生かしていきます。 ・アンケートの結果については、「議会報告会」で報告したうえで、アンケート結果概要版を町広報に折り込み、全戸配布し、図書館・役場議会事務局で閲覧できるほか、町のホームページにも掲載します。 ・アンケートに要した費用については、議員が自分たちの研修や学習のために積み立てしている積立金から支出しました。 |
| ② 定例会等の周知方法 | |
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会はどこで開かれているのですか。ポスターを見たこともありませんし、以前、議会に参加しませんかというチラシが広報に入っていました。開催場所の明記はなかったように思います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会のポスターは、「役場1階」「公民館」「農業交流センター（旧駅舎）」「JA きたみらい事務所」「日ノ出地区ふれあいセンター」に掲示しています。 ・ご指摘をいただいたとおり、これまでのチラシには議場の場所を記載していませんでしたので、12月の議会のチラシから「役場2階議場で行います」と記載するよう改善しました。 ・今後もより多くの町民の皆さんにお知らせできるよう、お知らせ方法の改善について検討していきます。 |
| ③ 視察研修のあり方について | |
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研修といっているが、ただの飲み食いの旅行ではないのか。 ・視察など町民に報告会とか町民に発信してほしいし、するべきだと思う。 ・議員視察は、先進地で自分のところにも取り入れたいから行っているものと思っています。何か自分たちだけで話し合ったりしているのでしょうか？無駄にならないようお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から、視察研修を実施する際は、事前に研修内容を学習し、視察後も事後研修として視察してきた内容のまとめや研修を行っています。 また、視察・その他の研修においても、各議員が「研修結果報告書」を作成しています。 ・現在は、議会だよりの紙面で皆さんに報告していますが、今後も研修内容やその成果を広く報告できるよう努めていきます。 ・議会、議員として、これらの視察や研修が今後の議会活性化、まちづくりに生かせるよう取り組んでいきます。 |

| ④議員定数について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------|-----------|---------------|------|----|---------|-----------|-----------|-----|---------|---------|-----------|-------------------------|---------|---------|-----------|--------|---------|---------|-----------|
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員はそれぞれ兼務し、議員定数は5～6名で良いのでは。 ・議員の人数が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、活性化特別委員会の中で議論・検討を続けていきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤議員報酬、各手当、政務活動費、議員年金について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当を含めた額を知らせていない。職員と同率の期末手当は多すぎると思います。年額でいくら支払われているか知らせて町民に判断してもらわなければならない。 ・議員報酬については、職員ではないので、ボーナスや退職慰労金は一考を要する。また、今問題となっている政務活動費の実態はどうか。個人ごとに議会だよりで町民に報告公開するべき。現状では、議会に出席した日数に応じて日当制とするべき。 ・議員として出役時の日当があれば十分。 ・議会に出席したら費用弁償も出るので、今と同じでいいと思う。 ・政務調査費は出ていると思いますが、どのような使われ方なのか、全額使って活動しているのか全く分かりませんが、正当に使われていることを願っています。 ・議員の報酬を見直してほしい。何期やれば議員年金が当たるのだの… | <ul style="list-style-type: none"> ・役職別の議員報酬月額、期末手当、年間総額は次のとおりです。 (円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>報酬月額</th> <th>期末手当 (年2回)</th> <th>年間総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>279,000</td> <td>1,199,700</td> <td>4,547,700</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>219,000</td> <td>941,700</td> <td>3,569,700</td> </tr> <tr> <td>総文・産建・ 議連委員長 (3名)</td> <td>201,000</td> <td>864,300</td> <td>3,276,300</td> </tr> <tr> <td>議員(5名)</td> <td>185,000</td> <td>795,500</td> <td>3,015,500</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・議会（定例会・臨時会）およびその他の会議・研修などに出席した際の、日当・費用弁償は支給されていません。 管外（北見市・置戸町以外）に公務で出張した際には、役場職員の規定と同様に費用弁償（旅費）が支給されます。 ・訓子府町議会では、政務活動費（調査費）は支給されていません。 ・議員年金は、平成23年6月1日に制度が廃止され、その時点で既に受給されていた元議員および受給要件を満たしていた元議員以外は、現職を含め今後新たに受給することはありません。 ・退職慰労金などの支給はありません。 | 役職 | 報酬月額 | 期末手当 (年2回) | 年間総額 | 議長 | 279,000 | 1,199,700 | 4,547,700 | 副議長 | 219,000 | 941,700 | 3,569,700 | 総文・産建・ 議連委員長 (3名) | 201,000 | 864,300 | 3,276,300 | 議員(5名) | 185,000 | 795,500 | 3,015,500 |
| 役職 | 報酬月額 | 期末手当 (年2回) | 年間総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | 279,000 | 1,199,700 | 4,547,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副議長 | 219,000 | 941,700 | 3,569,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総文・産建・ 議連委員長 (3名) | 201,000 | 864,300 | 3,276,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議員(5名) | 185,000 | 795,500 | 3,015,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥病気などで長期欠席した場合の議員報酬について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 質問・意見内容（抜粋） | 回答内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問にも出ない人や病気をして入院した時などは減額してもいいと思います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席した場合の議員報酬のあり方を規定した法律はなく、また報酬を辞退、返還することは公職選挙法にて寄付行為として禁止されています。 そのため、本町議会では、議員が病気などにより長期欠席、あるいは刑事事件に関わって身体を拘束される処分を受けた場合の、議員報酬や期末手当の減額、停止などについてルールづくりが必要であるとして、「議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例」を昨年9月定例会にて議員提案し、制定しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |